

これが「企業の労働110番」です



「はい。こちら企業の労働110番です」
電話の主は、先月協会の労働実務専門講座を受講された、労働者100名の印刷会社の総務部長さんであった。

「この前の講習で教えてもらった内容に基づき、労働管理の向上のために課長以上を集め会議を開き、労働条件の明示、労働時間の管理、労働災害の防止、健康の確保等の

(一社)名北労働基準協会 専務理事・事務局長
特定社会保険労務士・RSTトレーナー 市之瀬高司

現場管理者も労働管理の責任者

徹底を説明した。しかし、各部署の責任者は、『私たちには印刷、デザイン、営業などそれぞれの管理業務がある。労働管理は総務の仕事だから、総務が行えばいい』こんな発言が続出し、全く取り合ってもらえない。どうしたらよいか「半分愚痴のような相談であった。

実は、労働基準法、労働安全衛生法の世界では、部長、課長、支店長、工場長等の現場管理者にも、法的な責任が課される場合があり、「労働管理は総務の仕事」という考えは通じず、現場管理者の認識不足は、時には企業や経営者にも責任が及ぶ大問題となる。
労働基準法では、法の履行者、責任者として使用者という言葉を使っており、①事業主として、法人組織は法人そのもの、

個人企業は企業主個人、
②事業の経営担当者として社長等の法人役員等、
③その事業の労働者に関する事項について、事業主のために行為をするすべての者、の3者を使用者としている。
部長等の現場管理者も、

現場管理者の違法行為は本人だけでなく経営者企業自身に罰が及ぶことも!



の行為であっても、違反の防止に必要な措置をしていない等の場合、その罪は法人、役員等にまで及ぶ。

部下に対する時間外労働の命令・許可、有期労働者の契約更新等の労働管理の権限を持っておれば、その権限の範囲内で③の使用者に該当し、違法行為があれば処罰の対象となる。また、両罰規定により、たとえ現場管理者

労働安全衛生法では、法の履行者、責任者として事業者という言葉を使っており、法人組織は法人そのもの、個人企業は企業主個人がこれにあたる。しかし、実際に業務を管理しているのは、工場長、製造部長、現場監督等であり、このような現場管理者も違法行為があれば処罰対象となる。なお、労働安全衛生法では、違反の防止に必要な措置の実施の有無に関わらず、その罪は事業者にまで及ぶ。

現場管理者は、部下へ労働に関する命令が出せねば、業務を行うことができず、その部門を最前線で指揮管理しており、

労働管理、労働災害防止、労働者の健康確保に直接関わる立場にある。違法行為を行えば、自らが罰せられるだけでなく、その罪は企業全体に及ぶこととなる。今その場で行われている労働の管理は、その場にいる現場管理者でないといけないことが多い。このため労働基準法、労働安全衛生法では、現場管理者にも重い責任を課している。

ご相談いただいた総務部長さんには、各部署の管理者の方々に、まずその責任の重さからご説明することを勧めました。

当協会では現場管理者の方に、最低限必要となる労働法令についての1日研修「労働実務総合研修」を、隔月で開催しております。お申し込み・お問い合わせは、当協会総合受付(☎052-961-1666)まで。

イラスト・森沢康代